

◇その他の解説◇

税制適格ストック・オプションに係る会計上の取扱いについて照会を受けている論点に関する解説

ASBJ 副委員長 紙谷 孝雄

1. はじめに

昨今、ストック・オプションに関連する税務上の取扱いの改正を踏まえ、ストック・オプションに係る会計上の取扱いに関して照会を受ける機会が増加している。本稿においては、特に多く照会が寄せられている(1)行使価格に係る法令解釈通達等の改正の影響と(2)権利確定条件が付されている場合における取扱いについて、現行の会計基準上の取扱いを解説する。なお、現時点において、今般の税務上の取扱いの改正を踏まえた会計基準上の取扱いの変更に係る議論は行われていない。

本稿における意見に関する部分は筆者個人の意見であり、企業会計基準委員会の公式見解ではないことにご留意頂きたい。

2. 行使価格に係る法令解釈通達等の改正の影響

現行制度のもとでは、税制適格ストック・オプションの要件の1つとして、ストック・オプションの権利行使価格が「ストック・オプションの契約締結時の時価以上の金額以上である」ことが求められている。

2023年5月30日に国税庁から公表されている「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)等の一部改正(案)に対する意見公募手続の実施について¹のとおり、権利行使要件に係る「契約時の1株当たりの価額」については、所得税基本通達23~25共-9の例(売買実例等)によって算定することを明確化し、そのうえで、取引相場のない株式については財産評価基本通達の例によって算定することを認める改正が予定されている。当該改正により、未公開企業において「ストック・オプションの契約締結時の時価」を「(税務上の)1株当たり純資産」とすることも可能となる。

¹「[租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410050035&Mode=0)」(法令解釈通達)等の一部改正(案)に対する意見公募手続の実施について | e-Gov パブリック・コメント (https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410050035&Mode=0)

その他

当該税務上の取扱いの改正案に関連して、会計上の取扱いに対する影響について照会を受けている。以下では、まず関連する会計上の定めについて確認する。

(ストック・オプションに関する費用計上について)

企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)では、未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができるとしている(ストック・オプション会計基準第13項)。この場合、単位当たり本源的価値にストック・オプション数を乗じて算定した額のうち当期に発生したと認められる額を費用として計上することとなる(ストック・オプション会計基準第4項及び第5項)。

権利確定日以前の会計処理

4. スtock・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。
5. 各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額である。ストック・オプションの公正な評価額は、公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定する。

ここで、未公開企業における単位当たりの本源的価値は、算定時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額をいう(ストック・オプション会計基準第13項)。

未公開企業における取扱い

13. 未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができる。この場合、本会計基準の他の項で「公正な評価単価」を、「単位当たりの本源的価値」と読み替えてこれを適用する。この結果、特に第6項(1)の適用に関しては、付与日現在でストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積り、その後は見直さないこととなる。

ここで、「単位当たりの本源的価値」とは、算定時点においてストック・オプションが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、当該時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額をいう。

(算定時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額について)

ストック・オプション会計基準第13項に定める「算定時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額」については、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下「ストック・オプション適用指針」という。）第60項及び第61項において、会計上、特定の評価方法を定めておらず、開示を条件に、企業価値を最もよく表し得ると考えられる方法を採用すればよいとしている（下線は筆者が追加）。

60. 未公開企業の取扱いに関する適用指針に関しては、自社の株式価値の評価方法についても検討項目に掲げられた。一般に、市場価格を参照できない場合の株式価値の評価方法として、純資産法、キャッシュ・フロー法、配当還元法、取引事例比準法等、実務上様々な方法が用いられているが、公開草案に寄せられたコメントの中には、未公開企業において、自社の株式価値の評価方法について、本適用指針において明らかにするよう求めるものがあった。

しかし、どのような評価方法が最も適切であるかは、それぞれの企業の置かれた状況や、評価のための技法の発展状況等、様々な条件によって異なり得るため、あらかじめ適用指針において、評価方法を定めることは必ずしも適切とはいえない。しかし、ここで利用すべき評価方法は、例えば、当該株式を第三者に新規に発行する場合の価格を決定する際に用いられるような合理的な評価方法である必要があると考えられる。

61. 一般に、会計処理に関して採用する方法は、その結果として開示される情報の時系列的な比較可能性を高め、また、開示情報についての恣意的な操作を排除する等の観点から、特段の事情のない限り、継続的な適用を求めることが多い。

しかし、企業価値の実態を最もよく表し得る株式価値の評価方法は、企業の発展段階に応じて異なり得る。したがって、株式価値の評価方法に関しては、その開示を条件に、それぞれの評価時点において、企業価値を最もよく表し得ると考えられる方法を採用すればよいと考えられる。

(法令解釈通達等の改正の影響)

現行制度のもとでは、税制適格ストック・オプションに該当するためには、行使価格がストック・オプションの契約締結時の時価以上でなければならないが、行使価格をストック・オプションの契約締結時の時価として設定することが多いと考えられる。この場合、上述のとおり、未公開企業における単位当たりの本源的価値は、算定時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額とされていることか

ら、行使価格をストック・オプションの契約締結時の時価として設定した場合には本源的価値はゼロとなり、その結果、費用は計上されないことになる。

ここで、法令解釈通達等が改正された場合、今後、未公開企業においては行使価格を（税務上の）1株当たり純資産とするケースが増加することが見込まれる。仮に行使価格を（税務上の）1株当たり純資産とした場合、算定時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と差額が生じることが考えられる。特に、算定時点において1株当たり純資産は小さい又はマイナスであるが、将来的に成長が望まれる企業においては、算定時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額が大きくなることが考えられる。このような場合には、単位当たり本源的価値にストック・オプション数を乗じて算定した額のうち当期に発生したと認められる額を費用として計上することとなる（ストック・オプション会計基準第4項及び第5項）。

3. 権利確定条件が付されている場合における取扱い

ストック・オプション会計基準では、ストック・オプションの権利付与日から権利確定日までの対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額を各会計期間に費用計上することとしている（ストック・オプション会計基準第5項）。

このように費用計上に当たってはストック・オプションの権利付与日から権利確定日までの対象勤務期間を決定する必要があるが、これに関して、未公開企業が発行するストック・オプションには「上場するまで行使できない」といった上場縛り要件や「上場日を起点として1年に50%ずつ行使可能」といったベスティング条件が付されていることが多く、どのように権利確定日を決めて費用計上すればよいのかが明確でないため、上場準備スタートアップは、株式報酬費用に関する信頼性のある予算策定が実質的にできない状態に陥っているとの意見が寄せられている。

この点、ストック・オプション適用指針は、条件の達成に要する期間が固定的ではない権利確定条件が付されている場合、権利確定日は合理的に予測される日であるとしつつ（ストック・オプション適用指針第17項(3)）、株価条件が付されている等、権利確定日を合理的に予測することが困難なため、予測を行わないときには、対象勤務期間はないものとみなし、付与日に一時に費用を計上することとしている（ストック・オプション適用指針第18項）。

- | |
|---|
| <p>17. 各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額として算定することとされている（会計基準第5項）。すなわち、ストック・オプションの公正な評価額を、これと対価関係にあるサービスの受領に対応させ</p> |
|---|

て、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づいて費用計上することになる。対象勤務期間は、付与日から権利確定日までの期間であり（会計基準第2項（9））、権利確定日は次のように判定する。

- (1) 勤務条件が付されている場合には、勤務条件を満たし権利が確定する日
- (2) 勤務条件は明示されていないが、権利行使期間の開始日が明示されており、かつ、それ以前にストック・オプションを付与された従業員等が自己都合で退職した場合に権利行使ができなくなる場合には、権利行使期間の開始日の前日（会計基準第2項(7)）。この場合には、勤務条件が付されているものとみなす。
- (3) 条件の達成に要する期間が固定的ではない権利確定条件が付されている場合には、権利確定日として合理的に予測される日

18. 権利確定条件が付されていない場合（すなわち、付与日にすでに権利が確定している場合）には、対象勤務期間はなく、付与日に一時に費用を計上する。

前項(3)の場合において、株価条件が付されている等、権利確定日を合理的に予測することが困難なため、予測を行わないときには、対象勤務期間はないものとみなし、付与日に一時に費用を計上する。

条件の達成に要する期間が固定的ではない権利確定条件が付されている場合には、これらの定めに従い、まずは権利確定日として合理的に予測される日を見積ることになると考えられる。それでも権利確定日として合理的に予測される日を見積ることが困難であり、予測を行わないこととした場合には、付与日に一時に費用を計上することになる。